

羽村市

東京都羽村市秘書広報課広報・シティプロモーション係

羽村市スポーツセンターが建築基準法の日影規制に抵触していることについて

令和8・9年度に予定していたスポーツセンター大規模改修工事の実施設計業務を進めていたところ、当該施設が建築基準法の日影規制に抵触していることが判明しました。

市では、影響を及ぼしている土地所有者に対して状況等を説明し、お詫びしました。

当該施設については、抜本的な是正措置を講じる必要があることから、今後、施設の建て替えを含めた検討を行い、是正計画を策定してまいります。このため、予定していた大規模改修工事は中止することとしました。

【原因】

スポーツセンターは、建築基準法に適合した施設として昭和56年に設置しました。その後、昭和57年から平成13年まで実施した羽ヶ上土地区画整理事業に伴い敷地形状を変更したことにより、日影規制に抵触したものです。

【再発防止】

今回の問題を重く受止め、最善の注意を払いながら再発防止に向け万全を期して取り組んでまいります。

【経過】

- 昭和56年 3月 スポーツセンター設置
- 令和 7年 7月 スポーツセンター大規模改修工事の実施設計業務に着手
建築確認申請について東京都多摩建築指導事務所に相談
- 令和 7年 8月 建築確認申請のための「建築基準法への適合」に関する調査実施
- 令和 7年 9月 調査の結果、建築基準法の日影規制に抵触している恐れが判明
- 令和 7年11月 日影状況の調査実施
- 令和 7年12月 調査の結果、日影規制に抵触している事が判明
大規模改修工事中止を判断
- 令和 8年 1月 影響を及ぼしている土地所有者への説明実施

【問合せ】

生涯学習部 スポーツ推進課 スポーツ推進係
電話：042-555-0033
E-mail：s7050005@city.hamura.tokyo.jp

